

高山市学校給食センター運営・維持管理等業務委託 募集要項等 新旧対照表（令和7年11月18日現在）

【募集要項】

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和7年9月29日版】	新（変更後） 【令和7年11月18日改訂版】	区分								
1	8	第2 7 (4) 業務契約形態	<p>【用語の定義】</p> <table border="1"> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> <tr> <td>配送企業</td> <td>事業者のうち、③運営・維持管理業務の『給食配送・回収業務』のみを実施する者をいう。</td> </tr> </table>	用語	定義	配送企業	事業者のうち、③運営・維持管理業務の『給食配送・回収業務』 のみ を実施する者をいう。	<p>【用語の定義】</p> <table border="1"> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> <tr> <td>配送企業</td> <td>事業者のうち、③運営・維持管理業務の『給食配送・回収業務』を実施する者をいう。</td> </tr> </table>	用語	定義	配送企業	事業者のうち、③運営・維持管理業務の『給食配送・回収業務』を実施する者をいう。	修正
用語	定義												
配送企業	事業者のうち、③運営・維持管理業務の『給食配送・回収業務』 のみ を実施する者をいう。												
用語	定義												
配送企業	事業者のうち、③運営・維持管理業務の『給食配送・回収業務』を実施する者をいう。												
2	17	第3 4 (6)	<p>参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付</p> <table border="1"> <tr> <td>提出書類</td> <td>・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式4-1～4-12に従って作成すること</td> </tr> </table>	提出書類	・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式4-1～4-12に従って作成すること	<p>参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付</p> <table border="1"> <tr> <td>提出書類</td> <td>・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式4-1～4-11に従って作成すること</td> </tr> </table>	提出書類	・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式4-1～4-11に従って作成すること	修正				
提出書類	・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式4-1～4-12に従って作成すること												
提出書類	・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式4-1～4-11に従って作成すること												
3	22	第4 1 (3) 契約の締結に至らなかった場合の措置	<p>事業者の責めに帰すべき事由により業務委託契約を締結することができない場合には、市は事業者に対して違約金を請求することができる。</p> <p>省略</p>	<p>事業者の責めに帰すべき事由により業務委託契約を締結することができない場合には、市は事業者に対して損害賠償金を請求することができる。</p> <p>省略</p>	修正								

【別冊1 要求水準書】

通番	頁	項目名	旧(変更前) 【令和7年9月29日版】	新(変更後) 【令和7年11月18日改訂版】	区分																																																				
1	5	第1 6 (3) 業務分担	<p>表1 学校給食センター運営・維持管理業務分担表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務範囲</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">業務分担</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">維持管理業務</td> <td>建築物、建築設備、調理設備、調理備品、食缶、施設備品の補修、修繕</td> <td><input type="radio"/></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>建築物、建築設備、調理設備、食器・食缶、施設備品の更新</td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理備品(包丁、まな板、かご等の事業者が給食エリア内で使用する備品類)の更新</td> <td></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>その他施設の維持管理業務 ・建物警備業務委託 ・自家用電気工作物保安管理 ・施設内除雪(機械による除雪範囲)</td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務範囲	項目	業務内容	業務分担		市	事業者	維持管理業務	建築物、建築設備、調理設備、調理備品、食缶、施設備品の補修、修繕	<input type="radio"/>	※	建築物、建築設備、調理設備、食器・食缶、施設備品の更新	<input type="radio"/>		調理備品(包丁、まな板、かご等の事業者が給食エリア内で使用する備品類)の更新		<input type="radio"/>	その他施設の維持管理業務 ・建物警備業務委託 ・自家用電気工作物保安管理 ・施設内除雪(機械による除雪範囲)	<input type="radio"/>		省略			省略			<p>表1 学校給食センター運営・維持管理業務分担表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務範囲</th> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">業務分担</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">維持管理業務</td> <td>建築物、建築設備、調理設備、調理備品、食缶、施設備品の補修</td> <td><input type="radio"/></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>建築物、建築設備、調理設備、食器・食缶、施設備品の修繕・更新</td> <td><input type="radio"/></td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>調理備品(包丁、まな板、かご等の事業者が給食エリア内で使用する備品類)の修繕・更新</td> <td></td> <td><input type="radio"/></td> </tr> <tr> <td>その他施設の維持管理業務 ・建物警備業務委託 ・自家用電気工作物保安管理 ・施設内除雪(機械による除雪範囲)</td> <td><input type="radio"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	業務範囲	項目	業務内容	業務分担		市	事業者	維持管理業務	建築物、建築設備、調理設備、調理備品、食缶、施設備品の補修	<input type="radio"/>	○	建築物、建築設備、調理設備、食器・食缶、施設備品の修繕・更新	<input type="radio"/>	※	調理備品(包丁、まな板、かご等の事業者が給食エリア内で使用する備品類)の修繕・更新		<input type="radio"/>	その他施設の維持管理業務 ・建物警備業務委託 ・自家用電気工作物保安管理 ・施設内除雪(機械による除雪範囲)	<input type="radio"/>		省略			省略			修正
業務範囲	項目	業務内容	業務分担																																																						
			市	事業者																																																					
維持管理業務	建築物、建築設備、調理設備、調理備品、食缶、施設備品の補修、修繕	<input type="radio"/>	※																																																						
	建築物、建築設備、調理設備、食器・食缶、施設備品の更新	<input type="radio"/>																																																							
	調理備品(包丁、まな板、かご等の事業者が給食エリア内で使用する備品類)の更新		<input type="radio"/>																																																						
	その他施設の維持管理業務 ・建物警備業務委託 ・自家用電気工作物保安管理 ・施設内除雪(機械による除雪範囲)	<input type="radio"/>																																																							
	省略																																																								
	省略																																																								
業務範囲	項目	業務内容	業務分担																																																						
			市	事業者																																																					
維持管理業務	建築物、建築設備、調理設備、調理備品、食缶、施設備品の補修	<input type="radio"/>	○																																																						
	建築物、建築設備、調理設備、食器・食缶、施設備品の修繕・更新	<input type="radio"/>	※																																																						
	調理備品(包丁、まな板、かご等の事業者が給食エリア内で使用する備品類)の修繕・更新		<input type="radio"/>																																																						
	その他施設の維持管理業務 ・建物警備業務委託 ・自家用電気工作物保安管理 ・施設内除雪(機械による除雪範囲)	<input type="radio"/>																																																							
	省略																																																								
	省略																																																								
2	12	第2 1 責任者の選任・配置	<p>表5 責任者配置条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職種</th> <th>人数</th> <th>主な業務内容</th> <th>資格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">維持管理業務</td> <td>⑧維持管理業務総括責任者</td> <td>1名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般を掌理し、業務従事者の指揮監督を行う。 ・運営・維持管理業務統括管理者、運営業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般に関して実務経験を有する者 ・建築物環境衛生管理技術者の有資格者 </td> </tr> <tr> <td>⑨調理設備保守管理業務責任者</td> <td>1名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務従事者の指揮監督を行う。 ・維持管理業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務に関して実務経験を有する者 ・厨房設備施工技能士の有資格者 </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		職種	人数	主な業務内容	資格等	維持管理業務	⑧維持管理業務総括責任者	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般を掌理し、業務従事者の指揮監督を行う。 ・運営・維持管理業務統括管理者、運営業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般に関して実務経験を有する者 ・建築物環境衛生管理技術者の有資格者 	⑨調理設備保守管理業務責任者	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務従事者の指揮監督を行う。 ・維持管理業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務に関して実務経験を有する者 ・厨房設備施工技能士の有資格者 	省略					<p>表5 責任者配置条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職種</th> <th>人数</th> <th>主な業務内容</th> <th>資格等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">維持管理業務</td> <td>⑧維持管理業務総括責任者</td> <td>1名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般を掌理し、業務従事者の指揮監督を行う。 ・運営・維持管理業務統括管理者、運営業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般に関して実務経験を有する者 </td> </tr> <tr> <td>⑨調理設備保守管理業務責任者</td> <td>1名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務従事者の指揮監督を行う。 ・維持管理業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務に関して実務経験を有する者 ・厨房設備施工技能士の有資格者 </td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		職種	人数	主な業務内容	資格等	維持管理業務	⑧維持管理業務総括責任者	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般を掌理し、業務従事者の指揮監督を行う。 ・運営・維持管理業務統括管理者、運営業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般に関して実務経験を有する者 	⑨調理設備保守管理業務責任者	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務従事者の指揮監督を行う。 ・維持管理業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務に関して実務経験を有する者 ・厨房設備施工技能士の有資格者 	省略					修正														
	職種	人数	主な業務内容	資格等																																																					
維持管理業務	⑧維持管理業務総括責任者	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般を掌理し、業務従事者の指揮監督を行う。 ・運営・維持管理業務統括管理者、運営業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般に関して実務経験を有する者 ・建築物環境衛生管理技術者の有資格者 																																																					
	⑨調理設備保守管理業務責任者	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務従事者の指揮監督を行う。 ・維持管理業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務に関して実務経験を有する者 ・厨房設備施工技能士の有資格者 																																																					
省略																																																									
	職種	人数	主な業務内容	資格等																																																					
維持管理業務	⑧維持管理業務総括責任者	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般を掌理し、業務従事者の指揮監督を行う。 ・運営・維持管理業務統括管理者、運営業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理業務全般に関して実務経験を有する者 																																																					
	⑨調理設備保守管理業務責任者	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務従事者の指揮監督を行う。 ・維持管理業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調理設備保守管理業務に関して実務経験を有する者 ・厨房設備施工技能士の有資格者 																																																					
省略																																																									

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和7年9月29日版】	新（変更後） 【令和7年11月18日改訂版】	区分
3	24	第3 6 (1) 基本事項	省略 ⑧コンテナの回収業務は、事故防止のため、必ず配送員2名以上で行う。 省略	省略 ⑧コンテナの回収業務は、学校用務員と協力して安全に行う。 省略	修正
4	26	第4 1 (1) 基本方針	省略 ④維持管理業務は、本施設の運営業務に支障をきたさないよう定期点検・法定点検を実施するとともに、補修が可能なものは速やかに補修し、修繕や更新が必要な場合は市に報告する。 省略	省略 ④維持管理業務は、本施設の運営業務に支障をきたさないよう定期点検・法定点検を実施するとともに、補修が可能なものは速やかに補修し、また修繕・更新が必要な場合は市に報告し、市が修繕・更新を実施する。ただし、調理備品の修繕・更新については、事業者が速やかに実施する。 省略	修正
5	28	第4 1 (10) 基本方針 用語の定義	用語	定義	追加
			補修	劣化や損傷を実用上問題のない程度に修復すること	
			修繕	劣化した部位・部材または低下した性能・機能を原状（所期の水準）または実用上支障のない状態まで回復させること	
			用語	定義	
			補修	劣化や損傷を実用上問題のない程度に修復すること 軽微な損傷や劣化を応急的・簡易的に修復する行為	
			修繕	劣化した部位・部材または低下した性能・機能を原状（所期の水準）または実用上支障のない状態まで回復させること 「補修」以上の修復行為	
6	31	第4 5 (2) 定期点検及び保	省略 ②点検結果を踏まえて修繕・更新が必要と判断した場合は、直ちに市に報告するとともに運営業務に支障をきたさないよう	省略 ②点検結果を踏まえて修繕・更新が必要と判断した場合は、直ちに市に報告するとともに運営業務に支障をきたさないよう	修正

通番	頁	項目名	旧（変更前） 【令和7年9月29日版】				新（変更後） 【令和7年11月18日改訂版】				区分
		守、修繕・更新	に市が回復措置を講じる。 省略				に回復措置を講じる。 省略				
7	39	別紙2 経費分担区分表	区分	内容	市	事業者	区分	内容	市	事業者	修正
			建物・建築設備・厨房機器	建物・建築設備・厨房機器の初期調達・更新	<input type="radio"/>		建物・建築設備・厨房機器	建物・建築設備・厨房機器の初期調達、 修繕、更新	<input type="radio"/>		
			省略				建物・建築設備・厨房機器の補修				
			厨房内用品	包丁、まな板、ざる、秤及びホテルパン等の初期調達	<input type="radio"/>		厨房内用品	厨房内用品の補修		<input type="radio"/>	
				包丁、まな板、ざる、秤及びホテルパン等の更新		<input type="radio"/>		調理備品（包丁、まな板、ざる、秤及びホテルパン等）の初期調達	<input type="radio"/>		
				食器、トレイ、食缶等配膳用品等）の初期調達、更新	<input type="radio"/>			調理備品（包丁、まな板、ざる、秤及びホテルパン等）の修繕、更新		<input type="radio"/>	
			省略				調理備品以外（食器、トレイ、食缶等配膳用品等）の初期調達、修繕、更新				
							省略				

【別冊4 事業者選定基準書】

通番	頁	項目名	旧 (変更前) 【令和7年9月29日版】					新 (変更後) 【令和7年11月18日改訂版】					区分				
			審査項目	主な審査の視点	配点		対応 様式	配点		対応 様式							
					1次	2次		1次	2次								
1	5	第3 2 (4) 審査項目及び配点 〈審査項目〉	I 業務全体 (計 1次:70点、2次:410点)					I 業務全体 (計 1次:70点、2次:410点)					修正				
			省略			省略											
			(2)全体体制	②配置予定の各責任者(要求水準書 第2 1 表6の全ての責任者の うち、維持管理業務に関する責任 者を除く)は、本業務と類似の業 務実績を有しているか。	—	20点	様式 7-3-2	(2)全体体制	②配置予定の各責任者(要求水準書 第2 1 表5の全ての責任者の うち、維持管理業務に関する責任 者を除く)は、本業務と類似の業 務実績を有しているか。	—	20点	様式 7-3-2					
				省略													
			(3)地域経済 への貢献	①市内に本店または本社を有する 企業(地元企業)の参画が具体的 に提案されているか。 (定量的評価) 3 審査項目の得点 化方法を参照	20点	50点	様式 7-4	(3)地域経済 への貢献	①市内に本店または本社を有する 企業(地元企業)の参画が具体的 に提案されているか。 (定量的評価) 3 審査項目の得点 化方法を参照	20点	50点	様式 4-4	修正				
					—	10点											
				省略													
			イ 地元企業の積極活用 【(3)①】 (様式 7-4)					イ 地元企業の積極活用 【(3)①】 (様式 7-4)									
			省略					省略									
3	10	第3 3 ○定量的評価	イ 地元企業の積極活用 【(3)①】 (様式 7-4)					イ 地元企業の積極活用 【(3)①】 (様式 7-4)					修正				
省略					省略												

【別冊5 様式集】

通番	頁	項目名	旧 (変更前) 【令和7年9月29日版】	新 (変更後) 【令和7年11月18日改訂版】	区分
1	34	様式7－4 地域経済への貢 献	<p>下記の事項は、番号順にすべて提案してください。(提案の目的・効果等についても可能な限り記載してください。)</p> <p>①市内に本店または本社を有する企業（地元企業）の参画について ※地元企業と連携した実施体制、地元企業の具体的な参画形態、地元企業への発注内容などを記載すること</p> <p>②市民雇用の積極的な促進方策について ※市民の雇用方法、雇用形態、雇用予定数、時給等の雇用条件などを記載すること</p>	<p>下記の事項は、番号順にすべて提案してください。(提案の目的・効果等についても可能な限り記載してください。)</p> <p>②市民雇用の積極的な促進方策について ※市民の雇用方法、雇用形態、雇用予定数、時給等の雇用条件などを記載すること</p>	修正

【別冊6 基本協定書（案）】

通番	頁	項目名	旧 (変更前) 【令和7年9月29日版】	新 (変更後) 【令和7年11月18日改訂版】	区分
1	1	第2条 (調理設備の取扱い)	原則として提案書に記載された調理設備の仕様及び構成が、別途発注予定の高山市学校給食センターに係る設計業務に反映されるとともに、建設時に納入されるものとする。ただし、後継機種の発売など設計段階においてやむを得ず変更となる場合は、市と協議の上変更されるものとする。なお、市の都合による変更は想定しない。	原則として提案書に記載された調理設備の仕様及び構成が、別途発注予定の高山市学校給食センターに係る設計業務に反映されるとともに、 調理設備企業から調達した調理設備が建設時に納入されるものとする 。ただし、後継機種の発売など設計段階においてやむを得ず変更となる場合は、市と協議の上変更されるものとする。なお、市の都合による変更は想定しない。	修正

【参考資料4 「配達校について】

通番	頁	項目名	旧 (変更前) 【令和7年9月29日版】	新 (変更後) 【令和7年11月18日改訂版】	区分
1	1	1 配達校の概要	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、食器と食缶を「2段階方式」で配達している学校 ※1 朝日小学校と朝日中学校は合併して供用開始時には朝日義務教育学校（仮）となる予定（場所は現朝日小学校） ※2 国府小学校と国府中学校は、本施設開業後数年間は古川国府給食センター利用組合からの配達を継続するが、児童生徒数の減少状況を踏まえて本施設からの配達に変更する予定であり、市と協議の上、配達計画の変更に対応すること。 	追加